

# 福井県報

号外第96号  
令和5年  
10月27日(金)  
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

公安委員会規則

※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(六・交通企画課)……………二

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年十月二十七日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第六号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（高速道路交通警察隊長に行わせる事務）

第四条の二 法第十四条の三の規定に基づき、次の各号に掲げる警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道および自動車専用道路一般国道百五十八号（中部縦貫自動車道）福井北ジャンクション・インターチェンジから九頭竜インターチェンジまでの間に係るものは、高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

一〇八（略）

（その他の自動車の積載の高さの制限）

第十三条の二 令第二十二号第三号ハの公安委員会が定める自動車は、次の表の上欄に掲げる路線のうち同表の下欄に定める区間の道路を通行する自動車とする。

路線名	区間
（略）	（略）
一般国道百五十八号	福井県大野市東市布二十一字鮭ヶ洞一番一地从先から福井県大野市東市布白本一番十一（岐阜県境）まで
一般国道百五十八号	福井県福井市重立町三十字上沖田二十六番五から福井県大野市貝皿七字村廻り二一三十六番まで
一般国道百六十一号	（略）
（略）	（略）

2  
（略）

（運転経歴証明書の記載事項の変更届出）

第二十四条の二 内閣府令第三十条の十二の規定による運転経歴証明書の記載事

改正前

（高速道路交通警察隊長に行わせる事務）

第四条の二 法第十四条の三の規定に基づき、次の各号に掲げる警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道および自動車専用道路一般国道一五八号（中部縦貫自動車道）福井北ジャンクション・インターチェンジから大野インターチェンジまでの間に係るものは、高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

一〇八（略）

（その他の自動車の積載の高さの制限）

第十三条の二 令第二十二号第三号ハの公安委員会が定める自動車は、次の表の上欄に掲げる路線のうち同表の下欄に定める区間の道路を通行する自動車とする。

路線名	区間
（略）	（略）
一般国道百五十八号	福井県大野市東市布二十一字鮭ヶ洞一番一地从先から福井県大野市東市布白本一番十一（岐阜県境）まで
一般国道百五十八号	福井県福井市重立町三十字上沖田二十六番五から福井県大野市西勝原三十九字奥向一番三十六地先まで
一般国道百六十一号	（略）
（略）	（略）

2  
（略）

（運転経歴証明書の記載事項の変更届出）

第二十四条の二 内閣府令第三十条の十二の規定による運転経歴証明書の記載事

項に係る変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更届出書  
(様式第十四号の五)を公安委員会に提出しなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第二十四条の三 内閣府令第三十条の十三の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書(様式第十四号の六)を公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

様式第十四号の四から様式第十四号の六までを次のように改める。

項に係る変更の届出をしようとする者は、次の各号に定める届出書を公安委員会に提出しなければならない。

一 住所の変更届出をしようとする者または氏名の変更届出をしようとする者については、運転経歴証明書記載事項変更届出書(様式第十四号の五)

二 福井県以外から住所の変更届出をしようとする者または住所と併せて氏名の変更届出をしようとする者については、運転経歴証明書記載事項変更届出書(様式第十四号の六)

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第二十四条の三 内閣府令第三十条の十三の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書(様式第十四号の七)を公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

様式第14号の4 (第24条関係)

運転経歴証明書交付申請書

写真貼付欄  
規格  
・6カ月以内  
・縦横  
・正面三分身  
・無背景  
3.0x2.4

福井県公安委員会 殿

届出日 年 月 日

連絡先電話番号(本人・届出者)

届出者氏名			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日
性別	男・女		
住所			

代筆の場合 続柄

氏名

取消申請年月日	年	月	日
登録番号			

変更がある場合は以下を記入してください。

変更内容 ・氏名 ・住所 ・その他

フリガナ				[旧姓併記]の希望 有・無		
氏名						
生年月日	年	月	日	性別	男・女	
住所	(〒 - )					
資料区分	365150	無難程度	住所	氏名	住所+氏名	呼び名修正
			1	2	3	8
免許証番号				受理所属	交付場所	

交付年月日

照会番号

交付公安委員会 住所地公安委員会

兼登録票

様式第14号の5 (第24条の2関係)

運転経歴証明書記載事項変更届出書

写真貼付欄  
規格  
・6カ月以内  
・縦横  
・正面三分身  
・無背景  
3.0x2.4

福井県公安委員会 殿

届出日 年 月 日

連絡先電話番号(本人・届出者)

届出者氏名			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日
性別	男・女		
住所			

代筆の場合 続柄

氏名

取消申請年月日	年	月	日
登録番号			

変更がある場合は以下を記入してください。

変更内容 ・氏名 ・住所 ・その他

フリガナ				[旧姓併記]の希望 有・無		
氏名						
生年月日	年	月	日	性別	男・女	
住所	(〒 - )					
資料区分	365150	無難程度	住所	氏名	住所+氏名	呼び名修正
			1	2	3	8
免許証番号				受理所属	交付場所	

交付年月日

照会番号

交付公安委員会 住所地公安委員会

兼登録票

運転経歴証明書再交付申請書

写真貼付欄  
規格  
・6か月以内  
・縦横  
・上三分身  
・縦向き  
3.0×2.4

福井県公安委員会 殿

届出日 年 月 日

連絡先電話番号(本人・届出者)

届出者氏名

フリガナ  
氏名

生年月日

年 月 日

性別

男・女

住所

代筆の場合 続柄

氏名

取消申請年月日 年 月 日 登録番号

変更がある場合は以下を記入してください。

変更内容 ・氏名 ・住所 ・その他

フリガナ

氏名

生年月日

年 月 日

性別

男・女

新 (〒 - )

住所

〒 36 51 50

住所 1

氏名 2

住所+氏名 3

呼び名修正 8

免許証番号

受理所属

交付場所

交付年月日

照会番号

交付公安委員会

住所地公安委員会

兼登録票

様式第十四号の七を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の二および第十三条の二の改正規定 令和五年十月二十八日

二 第二十四条の二および第二十四条の三の改正規定、様式第十四号の四から様式第十四号の六までの改正規定、様式第十四号の七を削る改正規定ならびに次項の規定 令和五年十二月十日

(経過措置)

2 この規則による改正前の福井県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和五年十月二十七日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県